

朝鮮王朝英祖による「華人子孫」創出の背景

木村 拓

はじめに

壬辰倭乱から明清交替期（一六世紀末～一七世紀半ば）にかけて、朝鮮には少なからぬ漢人の流入があった。劉春蘭氏の研究によれば、当該期の漢人の流入者は、十六世紀末の壬辰倭乱時に朝鮮に來援した明の將兵が残留した者、一七世紀前半に明・清の角逐を避けて遼東地域から朝鮮に流入した者、一七世紀半ばの明の滅亡に前後して朝鮮に流入した者の三つの部類に分けられる。⁽¹⁾ この内、一七世紀前半の遼東地域からの流入が最も規模が大きかったと考えられるが、それは後金（清）にとつては貴重な労働力の流出を意味していたため、後金（清）は朝鮮に対して漢人の送還を再三にわたつて要求した。しかし朝鮮はその送還に一貫して消極的な態度で臨み、送還された漢人はごく一部であつたと見られる。⁽²⁾ 従つて、一六世紀末から一七世紀前半にかけて、かなりの数の漢人が朝鮮に新たに定住することになつたと考えられる。⁽³⁾

さて、ここで注目したいのは、朝鮮に流入した漢人の少なくとも一部は、倭人・女真人とともに向化人として

扱われることになったということである。向化人とは、外域から朝鮮に移住してきた者とその子孫のことである。朝鮮前期（二四世紀末～一六世紀）においては、向化人はほぼ女真人と倭人で占められており、漢人の朝鮮への移住も少なからず見られたが、漢人を向化人と称することはなかったようである。「向化」という語は、「帰化」とも称されたように、「夷」たる者が「華」たる朝鮮の徳化を慕って帰附するといった意味合いがある。「華」に含まれ得る漢人を向化人と称することは、明を中華として尊崇する華夷論的立場からすれば、適当ではないと考えられたものと推測される。⁶⁾

ところが、壬辰倭乱から明清交替期にかけて朝鮮に流入した漢人とその子孫は、朝鮮前期とは違って、向化人という名称を与えられた。なぜかかる相違が生じたのかという点については未詳とせざるを得ないが、いずれにせよ、このことが英祖代（一七二四～一七七六）に至って問題化し、漢人を向化人と称することが止められ、その代わりに「華人子孫」という呼称が用いられるようになった。すなわち、向化人の中から漢人系統の者が抽出され、「華人子孫」という、優待すべき新たな公的集団が創出されたのである。「華人子孫」は「皇朝人」あるいは「皇朝遺民」とも称され、それは畢竟、「皇朝」すなわち明の遺民集団のことであった。

従来においても、英祖代に行われた「華人子孫」の創出については一定の注目を集めてきた。⁷⁾しかし従来の研究では、「華人子孫」の創出を、それ自体に焦点を当てて考察するのではなく、向化人研究の一環として、⁸⁾あるいは英祖代における皇朝人（明人に対する尊称）の優遇政策の一環として論じられてきた。そのため、その背景については、掘り下げて議論されることはなく、尊周論（春秋大義の基本原理である尊中華・攘夷狄に則って、中華の象徴である周、ひいては中華の正統を継承した明を尊ぶべきであるという主張¹⁰⁾）との関連が指摘されるに止まっている。¹¹⁾

確かに「華人子孫」の創出が尊周論と関連していたことは疑う余地がない。しかし「華人子孫」の創出が、なぜ英祖代に至って行われたのかという問題を設定するとき、英祖代において、それまでの尊周論が何らかの質的变化を遂げた可能性も指摘することができる。従って、「華人子孫」の創出の背景を考察することは、朝鮮の尊周論の内容を再吟味することにもなるであろう。本稿では、以上のような問題意識から、英祖代における「華人子孫」創出の背景を究明したいと思う。

第一章 「華人子孫」創出の思想的背景

肅宗二〇年（一六九四）、肅宗と王妃（禧嬪張氏）の不和を契機に、王妃を支持する南人が政権の中枢から追放されて、老論・少論が勢力を回復した（甲戌換局）。以後、朝鮮の政界はほぼ老論と少論の二党派が政権を争う場となった。肅宗の逝去後、少論が支持する景宗（位一七二〇～一七二四）が即位すると、老論は景宗の異母弟である王世弟の延祔君（後の英祖）の代理聴政を主張したため、両者の対立は激しさを増し、その結果、少論による老論に対する仮借のない弾圧が行われた（辛丑獄事・壬寅獄事）。しかし、景宗が在位わずか四年で逝去して英祖が即位すると、英祖元年（一七二五）正月、英祖は少論に替えて老論を重用することで、実質的に老論政権を成立させ、同年三月には、辛丑・壬寅獄事の際に老論にかけられた謀反の嫌疑を少論の誣告によるものと判定し、老論執権の名分をも回復させた（乙巳処分¹²）。

老論の執権が実現してから間もない頃、北青（咸鏡道）の幼学で文定公胡安国（一〇七四～一一三八、北宋の儒学者で『春秋胡氏伝』の著者）の一九代孫を名乗る胡斗弼という者が上言して、万東廟の守護を行うことを要

請していることが承政院での議題に上った(『承政院日記』第六〇六冊、英祖元年二月二日/二三日)。万東廟とは、老論の領袖であった宋時烈(二六〇七〜一六八九)の遺志を継いで、肅宗二十九年(二七〇三)、權尚夏が清州(忠清道)の華陽洞に建立したもので、明の神宗万曆帝と毅宗崇禎帝を祀るための廟のことであるが、權尚夏の死後は主管する者がおらず、荒廃が進んでいたという。

英祖はこの上言に接すると、胡斗弼を承政院に召喚して話を聞くように命じた。それに対する副承旨李聖龍の復命によれば、胡斗弼が胡安国の子孫ということは、世籍を焼失したとすることで、確かめる術がないということであった(『承政院日記』第六〇六冊、英祖元年二月二日)。しかし英祖は胡斗弼の上言の件をそれで終わらせようとはせず、翌日、更なる議論を行った。

【史料A】(前略)。聖龍曰、既以文字仰奏。而觀其為人、雖不至於蠢蠢愚迷、既不識字、又不業武、似不合調用。而自本院既因上教而招問、則全然置之、有欠於慰悅遠方人之道。且聞斗弼之言、則渠之從兄弟五人、或在北青、或在西閔之孟山、而孟山居胡升方称名者、頗解文字、且有武芸云矣。上曰、不文不武、則似無用処矣。方欲更思処之。今聞承宣之言、渠之族属、亦有之云。以田会一事言之、先朝教、以大国尚書之子孫、豈不為衛將也。先朝下教、非為渠也。盖為皇朝也。今此西北道所居胡斗弼族属、使其所居邑、各別顧恤、而其中文武間有一技者、令銓曹各別調用。胡斗弼、則付料於相当稟事、分付該曹、可也。(『備辺司謄録』第七八冊、英祖元年二月一九日)〔傍線・句読点は筆者。以下同じ〕

李聖龍によれば、胡斗弼は愚迷とまでは言えないまでも、文字(漢文)を知らず、武に長けているわけでもなく、調用(登用)するには相応しくないが、その従兄弟が北青(咸鏡道)・孟山(平安道)に五名住んでおり、その中で孟山の胡升方という者はよく文字を解し、武才もあるとのことであった。これに対して英祖は、「〔胡斗弼は〕

特に文にも武にも才がないのであれば、調用すべきではないが、この件の処置についてはさらに考えたいと思う。今、承宣（李聖龍）の話聞いたところでは、彼の一族が居るといふことである。「肅宗代の」田会一の事を例に考えれば、先朝（肅宗朝）において『大国（明）の尚書の子孫がどうして衛将でないか』という教（国王の仰せ）が出されている。この先朝の教は、彼（田会一）のためではなく、思うに皇朝のためのものである」（史料A傍線部）と述べ、西北道（平安道と咸鏡道）に居住する胡斗弼の一族には顧恤を加え、その中で文武に一技のある者については登用し、胡斗弼については相応の料（手当て）を与えることを命じた。¹⁵⁾

田会一は、明末清初に椹島から朝鮮に渡ってきた明人田好謙の子であり、田好謙の父は明の吏部侍郎田允諧祖父は兵部尚書田応揚である。¹⁶⁾従って、田会一は明の兵部尚書田応揚の曾孫に当たる。そして田会一は、実際、肅宗四〇年に護軍、ついで同四二年に五衛将に任命されている（『承政院日記』第四八六冊、肅宗四〇年一月一三日／第四九六冊、肅宗四二年六月四日）。英祖が「田会一の事」と述べているのは、このことを指していることは間違いないが、英祖が史料Aで挙げている「大国（明）の尚書の子孫がどうして衛将でないかがあるのか」という肅宗の教は、管見の限り、史料上で確認できない。だが、いずれにしても、英祖は肅宗が田会一を五衛将に任命したことを、「皇朝のため」に行ったことと解釈しようとしたことは確かである。要するに英祖は、胡斗弼に対する処遇は、胡斗弼個人の問題としてではなく、「皇朝のため」という観点から行うべきであると主張したのである。

こうした英祖の主張に対して、臣下の側はどのような反応を示したのであろうか。左副承旨趙榮世は次のように意見を述べている。

【史料B】趙榮世曰、故判書臣金鎮圭上疏中、有李勉事、一条有曰、①朝家、以唐将子孫為官、令民心興

起云云。〈中略〉。至胡斗弼、安知其果為胡安国子孫耶。然以其言見之、②是唐將奉使出來者之後也。上曰、奉使我國而出來云耶。榮世対曰、自大國登州漂到云矣。③榮世曰、向者、勅行時聖上教、以今日君臣、當以尊周之義為貴矣。固當以皇明仕宦（宦）人子孫為貴。何必取胡安国子孫而後為貴耶。〈後略〉。（『承政院日記』第六〇六冊、英祖元年二月一日）〔丸囲い数字は筆者。以下同じ〕

趙榮世は、肅宗代に礼曹判書を務めた故金鎮圭（一六五一―一七一六）の上疏中に、李勉に關する一条があり、そこには「朝廷は、唐將の子孫に官職を与えて、民心を興起させるべきです」（史料B傍線部①）という文言があったことを指摘した上で、胡斗弼は「唐將の奉使して朝鮮にやってきた者の子孫でしょう」（史料B傍線部②）としながら、「以前の勅行の時、聖上（英祖）から『今日の君臣は尊周の義を貴ばねばならない』との仰せがありました。だとすれば当然、皇明仕官人の子孫は貴ばねばなりません。胡斗弼が胡安国の子孫かどうかは二の次の問題でございます」（史料B傍線部③）と述べている。

李勉は、壬辰倭乱時に朝鮮に來援した明の提督李如松の弟李如梅の子孫である（『承政院日記』第六〇六冊、英祖元年一月二日―三日）^④。李如梅も、壬辰倭乱時には、兄の李如松の配下に入って朝鮮に來援した。従って、金鎮圭の上疏中の「唐將の子孫」とは、壬辰倭乱時に來援した明將の子孫のことを意味すると考えられる。趙榮世の言う「唐將の奉使して朝鮮にやってきた者の子孫」（史料B傍線部②）も同様であろう。しかし趙榮世は結局、胡斗弼の処遇に当たって、胡斗弼が壬辰倭乱時に來援した明將の子孫であるということではなく、「皇明仕官人の子孫」、すなわち明の官吏の子孫であることを重視すべきであるとの意見を述べている。壬辰倭乱時に來援した明將の子孫と、明の官吏の子孫とでは、当然後者の方が範圍は広くなるのであって、趙榮世の陳述には議論の飛躍を読み取らざるを得ない。おそらく趙榮世は、「皇朝のため」という観点から胡斗弼を処遇すべきであると

いう英祖の主張に、自らの意見をより近づけようとしたのではないかと思われる。

さて、趙栄世の陳述における議論の飛躍の理由はともかくとしても、これまで述べたところから、胡斗弼の処遇をめぐって、尊ぶべき明人の範囲について、三つの主張が提示されたことが分かった。すなわち、一つは壬辰倭乱時に来援した明将の子孫（故金鎮圭の主張）という範囲であり、二つは明の官吏の子孫という範囲（趙栄世の主張）であり、そして三つは「皇朝のため」という観点から設定される範囲（英祖の主張）である。この内、三つ目の英祖による範囲設定は具体性に欠けるが、それは解釈の仕方によっては、「明そのものを尊ぶ」という考え方となり、ひいては「明人であることを尊ぶ」という考え方に結び付く可能性を有していると言えよう。そしてこの英祖の主張こそ、「華人子孫」の創出を可能にするものであろう。

「明人であることを尊ぶ」という考え方は、それを原理的に考えれば、朝鮮に居住する全ての明人が貴ばれるべきことを意味するのであり、尊明主義の極致とも言えるものであるが、実はこうした考え方を、英祖より前に披歴していた者が存在した。

【史料C】御昼講。先是、領議政許積・兵曹判書金錫胄、以漢人流寓人文可尚・鄭善甲等善華語、請付軍職給料、買家以居之、令訳官輩就学。至是、錫胄又請給兩人衣資曰、非為其善華語也。貴其為明人也。上從之。〔肅宗実録〕卷六、三年三月戊戌

領議政許積と兵曹判書金錫胄が、漢人（明人）の流寓人である文可尚・鄭善甲らが華語（漢語）をよくするため、軍職を与えて料（職務のための手当）を給し、家を買ひ与えてそこに居住させ、訳官たちを就学させることを要請したことがあったが、肅宗三年三月に至って、金錫胄が「華語をよくするからではなく、明人であることを貴ぶ」（史料C傍線部）という観点から、兩名に衣資（衣の材料となる布類）を与えることを要請し、肅宗に容

れられている。

肅宗三年（一六七七）当時、甲寅礼訟（顯宗一五年、一六七四）の結果、西人の大部分は政界から斥けられており、南人と一部の西人の外戚勢力が政権を掌握していた。領議政の許積は南人の領袖であり、他方の兵曹判書金錫胄は外戚勢力の代表的人物である。金錫胄は党派的には西人に属していたが、当時、西人の領袖の宋時烈とは政治的に対立していた。それでは、金錫胄が披歴した「明人であることを貴ぶ」という考え方は、宋時烈が主唱する尊周論に対してどのように位置づけられるであろうか。

この点については、禹景燮氏の研究が参考される。同氏によれば、宋時烈は明代の政治や文化に対しては好意的な態度を示しておらず、宋時烈が唱えた尊周論も、血統と王朝を超越して存在する儒教文化的真理（『道』）として中華を尊重するものであり、それは決して「尊明論」と同義ではなかったという。¹⁸ それに比すれば、「明人であることを貴ぶ」という金錫胄の考え方は、むしろ明そのものを尊ぶ「尊明論」と評すべきであり、宋時烈の尊周論とは一線を画すものであったと考えねばならない。あるいは、政治的に宋時烈と対立していた金錫胄が、宋時烈の尊周論に対峙するものとして披歴したものと捉えることもできるであろう。

しかし金錫胄の唱えた「尊明論」は、それ以上、実際の政治に反映されることはなかった。肅宗四〇年（一七〇三）、老論の積極的協調を得ることによって、肅宗は神宗万曆帝を祀る大報壇の創設を実現させたが、「大報」（大いに報いる）という命名からも分かるように、大報壇は基本的には明から被った「再造の恩」（壬辰倭乱時に明が援軍を派遣して、朝鮮を滅亡の危機から救ってくれた恩）という特定の恩に報いるための施設であったのであり、明そのものを尊ぶ「尊明論」に基づくものではなかったと考えねばならない。

ここで肅宗の件の教について今一度考えてみよう。田会一の五衛将への任命は、大報壇の創設とほぼ時を同じ

くして行われた。このことを踏まえれば、肅宗が「大国(明)の尚書の子孫がどうして衛将でないことがあるのか」という教を下したことがあったとしても、それはやはり、「再造の恩」との関連で出されたのではなかったらうか。そうでなくともそれは、尊ぶべき明人の範囲を明の官吏の子孫に限定するものであって、少なくとも「皇朝のため」という観点から田会一を五衛将に任命するものではなかったと考えるべきであろう。従って、英祖自身も「蓋し」(史料A傍線部)と前置きを付しているように、「皇朝のため」という解釈は、肅宗の教に一定程度の拡大解釈を加えたものであったと考えられる。そして「華人子孫」の創出は、尊ぶべき明人の範囲を「皇朝のため」という観点から設定すべきであると考えた英祖によって推進されていくことになる。次章ではその具体的な経緯を辿ってみたい。

第二章 英祖による「華人子孫」創出の顛末

第一節 「華人子孫」創出の契機

英祖は即位当初より、蕩平政策の推進を標榜した。英祖の蕩平政策は、当初、一党中心の政治形態を否定し、全ての党派から人材を登用する政治形態を目指すものであったが、次第に朋党の存在自体を否定しながら、王権の強化を目指すものとなっていく。⁽²⁰⁾ 英祖二五年(一七四九)に行われた大報壇祭祀の拡充も、老論の主導する朋党政治を打破するためのものであったと考えられる。⁽²¹⁾

すでに述べたように、大報壇は、肅宗三〇年(一七〇四)、明の神宗万曆帝を祀るために創設されたものであるが、英祖二五年、英祖は万曆帝に加えて、毅宗崇禎帝および太祖洪武帝を並祀した。崇禎帝の並祀は、まず応教黄景

源によつて建議されたが、英祖もそれに賛同し、その他の臣下からも特段の反対意見が出されることがなかったため、比較的容易に決定をみた。その背景には、清によつて『明史』が刊行され、それが朝鮮にもたらされることによつて、崇禎帝が丙子胡乱（二六三六〜三七）の時、朝鮮に援軍を派遣した事実が新たに知られ、「再造の恩」は万暦帝のみではなく、実は崇禎帝からも被っているという見方があった。⁽²²⁾

一方、洪武帝の並祀については、英祖が洪武帝から被つた「大造の恩」（「朝鮮」の国号と冊封を賜つた恩）を挙げながら建議したものであつた。これに対しては、崇禎帝の並祀とは打つて變つて、老論・少論を問わず、大部分の臣下が反対論または慎重論を唱えた。臣下たちが洪武帝の並祀に反対した理由はいくつかあるが、その中で洪武帝の並祀は「大報の義に合わない」という意見が出されている。この意見は、洪武帝の並祀が明から被つた「再造の恩」に報いるための施設という大報壇本来のあり方にそぐわないことを問題視したものである。英祖は結局、反対する臣下に対して洪武帝の並祀は肅宗の遺志でもあることを主張することにより、何とか臣下の支持を取り付け、崇禎帝の並祀とともに洪武帝の並祀を実現させた。⁽²³⁾

それでは、なぜ英祖は洪武帝の並祀に拘つたのであろうか。それは、英祖の「東藩の一陪臣である先正（宋時烈）が二皇（万暦帝・崇禎帝）を祀つたのであれば、東藩の王である予が三皇（洪武帝・万暦帝・崇禎帝）を祀ることがどうしてできないことがあるか」（『承政院日記』第一〇四一冊、英祖二五年三月二三日）という主張から看取されるように、大報壇祭祀の拡充、とりわけ洪武帝の並祀は、英祖にとつて、尊周論の実践の主導権を臣下の側（特に老論）から接收し、自らの君主としての位相を高め、王権を強化するためのものであつたと考えられる。⁽²⁴⁾ そうした英祖の王権強化のための尊周論は、もはや老論の主唱する儒教文化的真理に基づく尊周論とは相違して、その内実は「尊明論」と評すべきものとなり、三皇帝を祀るようになった大報壇も、「再造の恩」

に報いるための施設ではなく、「皇朝のため」の施設に変貌したのである。

英祖二七年三月一九日、英祖は崇禎帝の忌辰（命日）にはじめて大報壇で望拝礼を行った。肅宗の大報壇の創設以来、大報壇祭祀は三月上旬に行われる「一年一行の祭」を原則としていたが、この時の望拝礼はそれとは別のものであった。崇禎帝の忌辰に当たって望拝礼を行った後、英祖は「嗚呼、一隅の海東（片隅の朝鮮）には今なお大明が存在している。五月初十日の高皇（洪武帝）忌辰、七月二十一日、神宗（万曆帝）忌辰には、一樣に望拝礼を挙行して、微誠を表明せねばならない」（『英祖実録』卷七三、二七年三月丙辰）と命じた。この命の内容から、英祖が朝鮮に「大明」が存在していることを強調しようとしていることが分かるが、それは英祖の尊周論の内実が「尊明論」であり、大報壇が「皇朝のため」の施設になったことを如実に示しているであろう。この英祖の命に従って、その後は明の三皇帝の忌辰における大報壇での望拝礼が定例化するようになる⁽²⁵⁾。そして同日、英祖はさらに次のような命を下した。

【史料D】〈前略〉。上曰、皇朝人子孫之為漢人牙兵者、兵判問於訓局書入可也。洪啓禧曰、漢人牙兵外、亦有中朝人子孫矣。並為訪問、自臣曹書入、何如。上曰、依為之。〔承政院日記〕第一〇六六冊、英祖二七年三月一九日

英祖が、漢人牙兵の中に皇朝人が存在するかどうかを、兵曹判書洪啓禧に訓練都監に問い合わせた上で報告することを命じると、洪啓禧は、漢人牙兵以外の中朝人（明人）の子孫について「臣曹」（ここでは兵曹のこと）に調査して報告させることを提案し、英祖の同意を得た。

漢人牙兵の起源は、丙子胡乱の後、清の人質となっていた鳳林大君（後の孝宗）が、仁祖三三年（一六四五）に朝鮮への帰還を果たした際、鳳林大君に随従して朝鮮に東来した明人に求められる。すなわち、鳳林大君は帰

国後、彼らを自らの潜邸（於義宮）の朝陽樓の下に住まわせ、即位後には訓練都監に属さしめて、漢人牙兵として軍籍に編入させ、他事に煩わされることなく、漁業によって生計を立てられるようにしてやったが、時が経るに従い、ほとんどの者が困窮に陥っていったという（『尊周彙編』卷七、正宗〔正祖〕一四年三月）。しかしここに至って、現実には滅びた明が「一隅の海東」（片隅の朝鮮）に今なお存在していることを主張する英祖によって、再認識されたのである。

このたびの英祖の命令に対する復命については詳細を知りえないが、同年一〇月、英祖は潜邸に臨御した際の帰路に漢人牙兵の居住区の近くを通り、漢人牙兵の頭目的存在の者を昌徳宮に召致したところ、五名の者がやってきた（『承政院日記』第一〇七五冊英祖二十七年一〇月八日）。五名はいずれも鳳林大君に随従して東来した明人の曾孫であった。²⁶一通りの質問を終えて彼らを退去させた後、英祖・左副承旨南泰耆・兵曹判書洪啓禧の間で次のようなやり取りが行われた。

【史料E】泰耆曰、小臣因〔馮〕命福等事、有仰達之事矣。①所謂向化人者、即指倭人及野人之来留我国者之称。而嶺南有皇朝人居生者、而一例謂之向化、納布礼曹、此輩以向化之称、深切冤痛、窃願編於良役納一匹布、而不能得。此事甚為怪異矣。上曰、豈有此理耶。洪啓禧曰、果有是事矣。泰耆曰、臣豈敢以未詳之事仰達乎。臣之兄、方為軍威具監、而軍威地、亦有如此事矣。上曰、②然乎。然則一隅青丘、豈是有大明之意乎。是予向皇朝之誠不足故也。古語曰、必也正名。正謂此事也。承旨書之。伝曰、所謂諸道向化人、称誰乎。令礼曹、問于諸道以啓。泰耆読而告之。上曰、如是則可以知之矣。（『承政院日記』第一〇七五冊、英祖二十七年一〇月八日）

まず、南泰耆が馮命福らの漢人牙兵のことと関連させて、「いわゆる向化人とは、倭人と野人が我が国に来て留まっ

ている者を指します。しかし嶺南（慶尚道）に居住する皇朝人も一様に向化と称され、礼曹に布を納めています。彼らは向化と呼ばれることに深く心を痛めており、良役（良民が負担する軍役）に編入されて布二匹を納めたいと願っていますが、それができないでおります。これはとても理解に苦しむこと(27)と云います」（史料E傍線部①）と切り出した。

当時、一般の良民の軍役は布二匹であったのに対して、向化人は礼曹に所属して布一匹の納付が義務付けられていた（『肅宗実録』巻六〇、四三年一月壬申）。向化人が一般良民よりも布の納付額が低くされたのは、向化人に対する顧恤のためであった(28)。しかし嶺南の皇朝人はむしろ「向化人」と称されることに心を痛め、良民として布二匹を納めたいと願っているというのである。英祖は明人が向化人として扱われているということをにわかには信じられなかったようであり、そのことを洪啓禧に確認すると、洪啓禧もそれが事実であることを英祖に伝えた。さらに南秦耆が軍威県でも同様のことが確認されていることを伝えた。すると英祖は、「そうであったか。ならばこの片隅の青丘（朝鮮）にどうして大明が存在していると言えようか。これは予の皇朝（明）に対する誠が足りないからである。古語にも『必ずや名を正す』とあるが、まさにこのような事を指しているのであろう」（史料E傍線部②）と歎じた。そして英祖は、諸道の向化人とは誰を指すのかについて、礼曹を通じて調査するように命じたのである。

「古語」の「必ずや名を正す」とは、『論語』子路篇からの引用である。「名」とは、ものの名や概念のことであり、「名を正す」とは、名とそれが示す実体とを合致させることであり、民が安心して生活できる政治は、「名を正す」ことを出発点としなければならないという意味が込められている(29)。この時、英祖ははじめて明人の子孫が向化人と称されていることを知り、そのことは、「必ずや名を正す」という孔子の教えに反するものであり、ひいては

自らの皇朝（明）に対する誠が足りないことを示すものであると考えたのである。自らの主導の下で尊周論―ただしその内実は「尊明論」―を実践することによって、王権の強化を図ろうとする英祖にとつて、それは由々しき問題であったのである。そしてこの由々しき問題の浮上が、「華人子孫」という明の遺民集団が公的に創出される直接的契機となった。次節では、その後の「華人子孫」創出の実施過程を辿ってみよう。

第二節 「華人子孫」創出の実施過程

英祖の命によって向化人の実態が調査され、その復命報告が行われたのは、命が下されてから約一月半後のことであつた。

【史料F】〔洪〕鳳漢曰、前日伝教、有向化人称誰乎。令礼曹問于諸道以啓之命矣。問于諸道、且考本曹久遠文書、則向化人、①本以六鎮藩胡以黒龍江為姓貫而内附者、②壬辰倭奴之不歸者、③甲申以後遼瀋人之避虜東奔者、称向化。④西蜀・大原・浙江之人仍留不歸者子孫、亦称向化云。故敢此仰達。上曰、野人・倭人外、名以向化、其名不可。子不云乎、必也正名。⑤此後野倭子孫外、其餘向化之名、称以華人子孫、只属礼曹、勿捧其布、亦除軍役、為可。以此分付。〔承政院日記〕第一〇七六冊、英祖二七年一月二六日

洪鳳漢の報告によれば、礼曹の調査の結果、向化人とは、「六鎮の藩胡（女真人）が黒龍江を本貫として内附した者」の子孫（史料F傍線部①）、「壬辰倭乱時に倭人の日本に帰らなかつた者」の子孫（史料F傍線部②）、「甲申年（一六四四）における明の滅亡後に虜（清）を避けて逃げてきた遼瀋人」の子孫（史料F傍線部③）、「西蜀・大原・浙江の人で帰らずに朝鮮に留まつた者」の子孫（史料F傍線部④）であるということであつた。この報告に対して英祖は、再び『論語』子路篇の「必ずや名を正す」という文言を引用しながら、野人・倭人以外の者を

向化と称することはできないと述べ、「今後、野人・倭人子孫の他は、向化の名を削除し、華人子孫と称し、もっぱら礼曹に属さしめ、布を徴収せず、軍役も免除すること」（史料F傍線部⑤）を命じた。ただ、洪鳳漢がこの英祖の命に対して、「名目上においてのみ礼曹に属したとしても、全く納める物がなければ、将来、「礼曹に属していることを」軽視する弊害が起きるでしょう。（中略）。臣の思いますに、あまり負担の重くない若干の土産を納めさせ、彼らに所属の有ることを知らしめるのがよいでしょう」との意見を述べると、英祖もそれに従い、「若干の土産」を礼曹に納めさせることとされた（『承政院日記』第一〇七六冊、英祖二十七年二月二十六日）。

見られるように、向化人が大きく四つに分類されている。史料F傍線部①は女真人の向化人を指し、同②は壬辰倭乱時の投降倭人である「降倭」を指すと考えて間違いないだろう。同③は本稿冒頭で述べた一七世紀前半に朝鮮に流入した遼瀋人に該当すると考えられる。同④については、同③以外の中国本土出身の漢人という意味と考えて大過はないであろう。従って、「華人子孫」は同③④に該当することになる。

さて、ここで想起すべきは、朝鮮における向化人の把握の仕方である。光海君元年（一六〇九）の蔚山の戸籍大帳における向化人の記載を分析した研究に拠れば、戸籍上、向化人の戸には「向化」という標示が付され、壬辰倭乱中の投降倭人には「降倭」という標示が付されており、向化戸と降倭戸は、一般の良民・賤民とは区別して把握されていたという³⁰。すなわち、戸籍を見れば、向化人を抽出する作業はそれほど困難ではなかったことになる。問題は、向化人から「華人子孫」を抽出する際の基準であるが、史料Fに拠れば、それは本貫であったことが察せられる。だとすれば、「華人子孫」創出の実際の作業は、「華人子孫」の本貫の確定であったと考えられる。しかし「華人子孫」の本貫を確定することは、それほど容易ではなかった。英祖三〇年、英祖は自らの命令が十分に実行されていないことを知り、礼曹と漢城府に改めて精密な調査を行った上、「華人録」という「華人子孫」

の名簿を別途に作成するよう命じなければならなかった。

【史料G】〈前略〉。上曰、曾已下教。故其後中朝人、恐或入於向化、取覽成冊、其中寧遠伯五代孫名、猶在於向化成冊中、其涉寒心、即為拔去。楚海昌・田時泰・潘自建、一体拔去。楚・田・潘三哥、並世免役。其中楚海昌子孫、特為免賤。李萱、令軍門為先即為調用。此等中朝人混錄於向化成冊、其涉不察。當該道臣、從重推考、以此諸道另加申飭、而若是下教之後、不可不一番釐正。令禮曹・漢城府相考帳籍、並其真偽精抄成案、名曰、華人錄。一件置禮曹、一件置本道。世世免役、永勿徵布。〔承政院日記〕第一一〇八冊、英祖三〇年六月一二日)

英祖は、英祖二七年に命令を下した後、中朝人（明人）が向化人に入れられているのではないかと恐れ、向化人の成冊を見たところ、寧遠伯（李成梁）の五代孫や楚海昌・田時泰・潘自建が含まれていることを発見したため、彼らに向化人の成冊から削除するとともに、彼らに然るべき優待措置を施すことを命じた。またそれと同時に、「これらの中朝人が向化成冊に混入しているのは、調査が徹底されていないためである。当該の道臣は重きに從いて推考せよ。このことを諸道に重ねて命じた後、「向化人と華人の区別について」もう一度正さねばならない。礼曹と漢城府に帳籍を調べさせ、精確に抽出して名簿を作成し、華人録と名付けよ。一つは礼曹に保管し、一つは本道に保管し、子孫代代、軍役を免除し、布を徴収しないようにせよ」（史料G傍線部）との命を下した。

田時泰については不詳であるが、寧遠伯李成梁の子孫の本貫は隴西・淮陽であり、楚海昌の本貫は巴陵であり、潘自建の本貫は南平である。先に中国本土の華人子孫の本貫として挙げられていた西蜀・大原・浙江には含まれていないことから、見落とされたものであろう。そこで英祖は、これ以上錯誤が起らないよう、礼曹と漢城府をして、改めて精査を加えた上で、華人の名簿である「華人録」を作成させることとし、「明に対する誠」の貫徹

を期したのである。

この命を受けた礼曹と漢城府は、「華人録」を各道に頒布したのであるが、その後、また新たな問題が浮上した。

【史料H】〈前略〉。「北道別遣試官趙」采国曰、〈中略〉。向来、礼曹以華人・向化人子孫、詳考帳籍、查出

姓貫、成冊開報之意、啓稟行会於各道矣。北道則向化人子孫甚多。查出之際、不但有騷擾之弊、其中以登州・

太原為姓貫者、一並謂之華人子孫、而使之查報。即今安辺之為登州、忠州之為太原、古事可考。則一切為

華人而入於成冊者、豈非称冤之端乎。上曰、頃聞、皇朝人混称向化人、故命。此後勿侵。今聞所奏、与所

教、一何相左。令礼判後日登對稟処。（『英祖実録』卷八四、三二年四月丁卯）

北道別遣試官趙采国が、登州と「太原」（大原）については、それぞれ朝鮮の安辺（咸鏡道）と忠州（忠清道）の古名であり、それらの地名を本貫とする者をすべて華人として扱えば、怨恨の元になるだろうという報告がなされた。それに対して、英祖は「最近、皇朝人が向化人と称されていることを聞いた。それ故に〔華人録の作成を〕命じたのである。今後は違うことのないようにせよ。今、〔趙采国の〕奏するところを聞いたが、〔予が〕命じたところ（華人の精確な抽出）と何とひどく違っていることか」（史料H傍線部）と指摘し、礼曹判書に後日報告させることにした。

この問題が最終的にどのように決着したかは定かではないが、礼曹では以前から「登州と太原は中国の地名であることは確実である」と主張していることから（『典客司日記』第一〇、英祖三〇年九月一〇日）、登州と大原は「華人子孫」の本貫として扱われた可能性が高い。ともあれ、「必ずや名を正す」という孔子の教えに従うことが、自らの「明に対する誠」を示すことにつながるかと考えていた英祖にとって、「華人子孫」と「向化人」の区分をおろそかにすることはできなかったであろう。しかし一方で英祖は、「華人子孫」と「向化人」の区分を必ず

しも血統的な側面から判断しようとしたのではなかった。

これよりも少し前、安五昌という者が、本来は朝鮮の迎日（慶尚道）の人の孫であるにもかかわらず、漢人牙兵に紛れ込んでいることが報告されると、英祖は安五昌を漢人牙兵からは脱退させたものの、その曾祖父の起秋が幼いころに明に漂着し、明で成長した後、「皇朝」（明）から「故国に帰ることを許された恩」を被ったことを理由にして、漢人の例によって安五昌の軍役の免除を命じている（『承政院日記』第一一〇八冊、英祖三〇年六月一二日）。こうした英祖の態度からは、「華人子孫」創出の最大の目的が、できる限り自らの「明に対する誠」の忠実なることを示し、自らが「尊明論」としての尊周論の主導者であることを示すことであつたことが改めて確認できるであろう。

おわりに

英祖代に行われた「華人子孫」の創出は、朝鮮に居住する全ての明人を尊ぶべきであるとする尊明主義の実践であつた。ただしそれは、老論が主唱する「血統と王朝を超越して存在する儒教文化的真理としての中華」を尊ぼうとする尊周論に基づく限り、行われ得ないものであり、英祖が蕩平の名の下に王権を強化しようとする過程で行き着いた、尊周論の名を借りた「尊明論」に基づいてこそ、行われ得たと考えられる。

「華人子孫」の創出を実現した英祖は、その後、英祖三三年に大報壇祭祀への皇朝人の参列を定例化し、英祖四〇年には、崇明排清の姿勢を貫いた朝鮮の忠臣と皇朝人のための科挙試験である忠良科まで実施し、「明に対

する「誠」の全うを目指していくが、これらの施策は、その対象である「華人子孫」が創出されていたからこそ、実施され得たと考えられる。従って、「華人子孫」の創出は、英祖による尊明主義の実践の推進において、その土台を提供するものであり、大報壇祭祀の拡充に勝るとも劣らない重要な意味を持っていたとも考えられるであろう。

さて、本稿の考察によつて、英祖代における「華人子孫」創出の背景が明らかになったと思うが、一方で朝鮮後期における尊周論が必ずしも同一の内容を備えていたわけではなかったことも指摘できたと思う。この点が朝鮮後期の政治思想史にどのような意味を持つのかという問題に関する検討は、今後の課題としたい。

註

(1) 劉春蘭『明・清交替期 漢族의 朝鮮移民』(韓国学中央研究院博士論文、一九九七年)三七頁。

(2) 遼東地域の漢人の内、鴨緑江を渡つて朝鮮に流入した者の数は、当時の明側の把握によれば、一六二一年には二万名近く、一六二二年には一〇余万名に上つてゐる。韓明基『壬辰倭乱과 韓中關係』(歴史批評社、一九九九年)二八〇頁～二八一頁。

(3) 後金(清)による漢人の送還要求と朝鮮の対応については、金鍾圓「初期 朝・清關係에 대한 一考察」内子胡乱時의 被擄人問題를 中心으로」(『歴史学報』七一、一九七六年九月)、鄭丙振『入関前 清의 三邑

人의 刷還要求와 遼東支配』(江原大学校碩士学位論文、二〇一二年)を参照。

(4) 朝鮮前期においても、漢人の朝鮮への移住は少なからず見られたが、漢人を「向化人」と称した例は見当たらないようである。백옥경「조선 전기에 활동한 중국인 이주민에 대한 고찰」(『韓国文化研究』一六、梨花女子大学韓国文化研究院二〇〇九年六月)二〇二頁。

(5) 向化の意味については、『経国大典註解』後集(明宗九年、一五五四)に「倭野人(倭人と女真人)が向国投化すること」とある。「向国」とは「国(朝鮮)を慕う」といった意味であり、「投化」とは「徳化を慕つて帰

附する」といったほどの意味であるから、朝鮮の立場からすれば、向化とは「夷」である者(その多くは「倭野人」)が「華」である朝鮮の徳化を慕って帰附することであったと考えられる。

(6) 백옥경 「조선 전기에 활동한 중국인 이주민에 대한 고찰」(前掲) 一〇三頁。

(7) 中村栄孝氏はつとに、肅宗三〇年の大報壇の創設を論じた上で、「慕明の思想に相即する尊周主義は、朝鮮に入居した明人の子孫を優遇し、壬辰・丙子の侵略戦争に殉じた人びとの顕彰をもととなって、ひろく普及した」と指摘している(中村栄孝「朝鮮の慕明思想と大報壇」『天理大学学報』一三二―一三五、一九七二年三月)二二六頁―二二七頁)。大報壇の創設の延長線上に明人の子孫の優遇政策を捉えており、傾聴すべき言及ではあるが、具体的なことは全く論じられていない。「華人子孫」(皇朝人)の創出についてはじめて具体的に論じた研究は、管見の限りでは、John B. Duncan, "Hyanghwan: Migration and Assimilation in Chosŏn Korea", *Acta Koreana*, Academia Koreana, Keimyung University, Vol.3, July 2000, Teagu, Korea p.48-90.

(8) John B. Duncan, "Hyanghwan: Migration and Assimilation in Chosŏn Korea" (前掲) 徐根植「朝鮮

時代への向化」概念에 대한 研究―『朝鮮王朝実録』을 중심으로―(『東洋古典研究』三七、二〇〇九年二月)。

(9) 劉春蘭「明・清交替期 漢族의 朝鮮移民」(前掲)、노혜경 「英祖代 皇朝人에 대한 認識」(『東洋古典研究』三七、二〇〇九年二月)、禹景燮「조선 후기 귀화 한인 (漢人) 과 황조유민 (皇朝遺民) 의 식」(『韓國学研究』二七、仁荷大学校韓國学研究所二〇一二年六月)。

(10) 鄭玉子「朝鮮後期 朝鮮中華思想 研究」(一志社、一九九八年) 一七頁、一〇八頁。なお鄭玉子氏は、「周||明」という觀念が、明の滅亡後、「周||朝鮮」という觀念に置き換えられることにより、「朝鮮中華主義」が成立したとする。

(11) 徐根植「朝鮮時代への向化」概念에 대한 研究(前掲)、노혜경 「英祖代 皇朝人에 대한 認識」(前掲)。

(12) 甲戌換局から英祖代初年までの政局については、李銀順「朝鮮後期党争史研究」(一潮閣、一九八八年) 七二頁―九四頁を参照。

(13) 万東廟については、呉甲均「華陽洞 事蹟에 대한 調査報告」(『歴史教育』一一・一二、一九六九年四月)、全用宇「華陽書院과 万東廟에 대한 一研究」(『湖西史学』一八、一九九〇年) 参照。なお全用宇氏は、肅宗二九年には万東廟の建物が完成したが、万曆帝・崇禎

帝の祭祀が行われたのは、明の滅亡後、干支が一回りした翌年の正月七日であったことから、万東廟の創建年代は、肅宗三〇年正月七日とすべきであると主張している。

(14) 英祖元年(二月三日)の黄梓の報告に、「權尚夏死後、無主之者、祠屋荒涼、草萊蕪没、見之者、無不興嘆」(『承政院日記』第六〇六冊、英祖元年(二月三日))とある。

(15) 『備辺司謄録』の史料Aとほぼ同文が『承政院日記』第六〇六冊、英祖元年(二月三日)条にも掲載されているが、そこでは史料A傍線部中の「非為渠也」の部分が「非不為渠也」となっている。しかし意味的に考えて『承政院日記』の「不」字は明らかに衍入である。本稿では『備辺司謄録』の記載に従う。

(16) 『皇朝人事蹟』(一八世紀末頃成立、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵) 参照。

(17) ただし、『英祖実録』巻七三、二七年五月丙午条では、「特拝衛將李勉為同中枢。勉即皇明提督李如松之後也」とあり、李勉(勉)は李如松の子孫とされている。

(18) 禹景燮「朝鮮中華主義에 대한 학설사적 검토」(『韓国史研究』一五九、二〇一二年(二月)二五三頁) 二五四頁。

(19) 鄭玉子『朝鮮後期 朝鮮中華思想研究』(前掲) 七〇頁、九九頁。

(20) 朴光用「탕평논의 전개와 정국의 변화」(李泰鎮編『朝鮮時代 政治史의 再照明(改訂版)』) 대학사, 二〇〇三年) 三七四頁、三八五頁。

(21) 李泰鎮「조선 후기 对明義理論의 변천」(『아시아문화』一〇、翰林大学校出版部、一九九四年(二月) 一〇頁。

(22) 大報壇への崇禎帝並祀の経緯については、桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開—大報壇祭祀の整備過程を中心に—」(朴忠錫・渡辺浩編著『国家理念と対外認識—一七・一九世紀—』慶應義塾大学出版会、二〇〇一年) 一五一頁、一五四頁、김호「英祖의 大報壇 宗廟와 明三皇의 享祀」(『韓國文化』三三、ソウル大学校韓國文化研究所、二〇〇三年(二月) 一八三頁、一八六頁)。

(23) 大報壇への洪武帝並祀の経緯については、桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開」(前掲) 一五六頁、이근호「영조의 명태조 이해와 황단병사(皇壇竝祀)」(鄭万祚・金海栄他『朝鮮時代の政治와 制度』集文堂、二〇〇三年) 四八一頁、四八九頁、김호「英祖의 大報壇 宗廟와 明三皇의 享祀」(前掲) 一九一頁、一九六頁。

(24) 이근호「영조의 명태조 이해와 황단병사(皇壇竝祀)」(前掲) 四八九頁、四九〇頁、김호「英祖의 大報壇 宗廟와 明三皇의 享祀」(前掲) 二一二頁、

二二三頁。

(25) 三皇帝の忌辰における望拜礼の実施については、桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開」(前掲)一五八頁～一六三頁参照。

(26) 五名の者の名は、馮命福(臨朐馮氏)・楊成建(通州楊氏)・州楊氏)・王寿漢(青州王氏)・楊世興(通州楊氏)・裴益徽(大同裴氏)であり、その東来始祖(朝鮮にはじめて移住した者)は馮三任・楊福吉・王文祥・裴翼聖(三生)である(『承政院日記』第一〇七五冊、英祖二十七年一〇月八日)。馮三任らは、明の滅亡後に清に抑留された後、鳳林大君(後の孝宗)に随従して朝鮮に渡来したとされる明人であり、正祖代に「隨龍八姓」と称され、一九世紀には、衛正斥邪派によって「九義士」と称された。吳瑛燮「衛正斥邪의 象徴物 朝宗巖」(『秦東古典研究』一一、一九九五年)、禹景燮「조서후기 귀화 한인」(漢人)과 황조유민(皇朝遺民)의식」(前掲)、同「朝鮮後期 大明遺民의 삼과 中華意識」王以文家門의 事例」(『第三次中国学国際學術大会発表文』二〇一四年八月)参照。

(27) 周知のように、英祖二六年(一七五〇)七月に『均役節目』が頒布され、均役法が成立し、良役として納める布が二匹から一匹に半減されることになった。だが、英祖二十七年一〇月にかかる史料Eの中で、依然

として良役が布二匹とされている。これは、『均役節目』の頒布後も、英祖三〇年代半ばまでは、均役法の施行細目に関する修正が繰り返され(金玉根『朝鮮王朝財政史研究Ⅱ』(一)潮閣、一九八七年)二三〇頁～二三二頁)、史料Eの時点では、均役法が未だ実施されていなかったからだと考えられる。

(28) 例えば、「所謂向化・華人等、本来異域子孫。列聖朝事目、專屬本曹、使之依頼安堵者、実出於顧恤之聖意」(『典客司日記』第一〇、英祖三〇年九月一〇日)とあり、向化人であれ、「華人」(漢人)であれ、本来は異域子孫として顧恤の対象となるべき存在であった。

(29) 平岡武夫『全釈漢文大系1 論語』(集英社、一九八〇年)三五九頁参照。

(30) 山内民博「一七世紀初頭の朝鮮・女真・日本——一六〇九年蔚山府戸籍大帳をてがかりに——」(『環東アジア研究センター年報』(新潟大)三三、二〇〇八年三月)、同「一七世紀初慶尚道蔚山府戸籍大帳と降倭」(『日韓相互認識』二、二〇〇九年三月)。

(31) 皇朝人の大報壇祭祀への参列、および忠良科の実施については、本稿注9前掲の諸論考を参照。